特定設備における事故届出書(第1報)

年 月 日

樣 大 阪 府 知 事

> 届出者 住 所 名 卍

> > (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例第3条第1項の規定により、特定設備における 事故について、次のとおり届け出ます。

3-1-71-		、人のこのう届け出る								
1		上日時	年月日(曜日)時分頃							
'		上場所·所在地								
事	建築は、	物に附属している場合 その建築物の名称)	(建築物の名称:							
故	サルスの元工のに行るには開		(名称)							
0)		称及び種類 それでは、 ちして/だっ								
概	(該当するものに をして〈だ さい。)		エスカレーター(昇降用、動く歩道)							
要			遊戯施設 (ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド)							
			・ 観覧車、オクトパス、飛行塔、その他 () ノー ウカドス () ウオリウラ ウオ ウィー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
			自動ドア(一般式、自動回転ドア) 機械式駐車場							
	事品	女の発生した場所·建築	・エレベーター、エスカレーター、遊戯施設の場合							
	物の主な用途 (該当するものに をして〈だ さい。)		学校、体育館、公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ホテル、旅館、児童福祉施設等、病院、診療所、百貨店、マーケット、展示場、販売店、公衆浴場、キャパレー、カフェー、ナイトクラプ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店、博物館、美術館、図書館、ポーリンク゚場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場、寄宿舎、共同住宅、事務所、その他(
			・自動ドア、機械式駐車場の場合							
			体育館、公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ホテル、旅館、 児童福祉施設等、病院、診療所、百貨店、マーケット、展示場、販売店、公衆浴場、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店、 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場、 その他(
	自動	がア又は機械式駐車場が	・ の用途に供する床面積の合計 m ²							
	設置	されている建築物の規模	・地階を除く階数階							
	事	 牧の状況								
	_	的に記入して〈ださい。)								
	被害者の概要	被害者の年齢層	0~ 5歳(人)、 6~12歳(人)、13~19歳(人) 20~64歳(人)、 65歳~ (人)							
	の概	被害程度	 死 亡 人、 3週間以上の入院を要する程度 人							
	要	(わかる範囲で記入 して〈ださい。)	3週間未満の入院を要する程度 <u>人</u> 、入院を要さない程度 <u>人</u>							
2 事 故 時	た原	定設備について講じ 5急措置の内容								
の対応		急車の出動の要請等 するものに をして〈ださ	・出動要請 ・被害者への 有、無 応急措置の内容							
市町村										
		<u></u>	受付印 特記事項							
<u>市町村名</u>										

市町村欄	(届出者は、	記入しない	ハでください。)			
市町村名			受付印	特記事項		
担当課名						
担当者氏名	, 1					

特定設備における事故届出書(第1報)作成の留意点

1. 届出を要する事故について

特定設備において発生した事故のうち、届出を要する事故については、死亡事故又は負傷者が医師又は歯科医師による治療を受けた事故とします。

負傷者が複数いる場合で、負傷者全員が医者の治療を受けなかった場合は届出を要しませんが、 1人でも治療を受けた場合は届出を行ってください。

届出を要する事故については、特定施設の利用によって発生した(特定設備が原因で発生したものであり、特定設備の周囲で発生したものは含まない。)人の死傷とします。

一般に利用者が行う通常の利用において発生する事故の防止を目的としますので、自殺、自傷目的、子どもの悪ふざけ等事故が発生することを認識して引き起こされたと認められる事故や保守点検等の業務として使用、操作している際に発生した事故は対象外とします。

負傷は、身体に受けた外傷のみならず心理的外傷を含みます。

2. 届出についての留意点

事故の発生を知ったときは、遅滞なく(7日以内を目安)、本届出書により事故の届出を行ってください。 類似の重大な事故の発生が懸念される場合は、至急届け出るようにしてください。

届出者は特定設備の管理者ですが、管理者が定められていない場合にあっては、その設備の所有者となります。本届出書は、必要事項を記載のうえ、事故が発生した特定設備の所在地となる市町村の所定の窓口に提出してください。(あて名は「大阪府知事」となっていますが、本届出書の提出先は市町村の窓口ですので、注意してください。)

届出部数は 1 部で、届出の方法は、ア)ファクシミリー、イ)電子メール、ウ)市町村の 窓口への持参のいずれかにより提出してください。

3. 記入についての留意点

届出日は実際に窓口に提出する日を記入してください。

届出者が法人である場合は、氏名については、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 押印は不要です。(第2報の場合は、原則として押印が必要となりますので、注意してください。)

1欄の「事故の状況」及び2欄の及びの「応急措置の内容」については、できるだけわかりやすく具体的に記入してください。記入欄に記入しきれない場合は、別の紙を利用するなどの対応をしてください。

1欄の「被害者の概要」については、わかる範囲で記入してください。「 被害者の年齢層」及び「 被害程度」では、年齢不詳や被害程度の判断がつかない場合には届出者で適宜判断された区分に記入してください。被害者、消防本部や病院等にあえて問い合わせて確認していただく必要はありません。記入にあたっては、「「 被害者の年齢層」の人数の合計との人数の合計が合うようにしてください。

2 欄の「 救急車の出動の要請等」については、該当するものに をしてください。 印のある市町村欄は記入しないでください。